

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和8年1月29日（令和8年（行情）諮問第114号）

答申日：令和8年10月14日（令和8年度（行情）答申第641号）

事件名：都道府県や保健所設置市区に共有した喫煙目的施設についての都道府県ごとの情報に関する文書の一部開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和7年9月10日付け厚生労働省発健生0910第1号により厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、文書特定に誤りがある。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

決定通知書1頁めを見分したところ、「開示する行政文書の名称」欄に、特定した電磁的記録それぞれのファイル名称の記載がなかった。

また、決定通知書2頁めには電磁的記録20ファイルを開示対象としたかのような記載があるが、当該20ファイルは本件開示請求時には存在せず、開示請求後に作成されたファイルであるから、開示対象とすべき行政文書に誤りがある。

本件開示請求時に存在したファイルである電磁的記録11ファイルを特定の上、開示対象とすべきであるから、この11ファイルそれぞれの名称を決定通知書1頁めの「開示する行政文書の名称」欄に記載すべきである。

以上のとおり、原処分には文書の特定に誤りがあるから、取り消しを免れない。差額の210円×9＝1,890円の返金も求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

（1）審査請求人は、開示請求者として、令和7年8月13日付けで厚生労働大臣（処分庁）に対して、法3条の規定に基づき、別紙の1に掲げる

文書（本件請求文書）の開示請求をした。

- (2) これに対して、処分庁は、同年9月10日付け厚生労働省発健生0910第1号により、別紙の2に掲げる文書（本件対象文書）を特定し、全部開示決定をしたところ、審査請求人は、これを不服として本件審査請求をした。

2 諮問庁としての考え方

原処分を維持することが妥当である。

3 理由

審査請求人は、開示決定通知における「行政文書の名称」に誤りがある旨を主張するが、処分庁は、開示請求書に記載された「財務省経由で各財務局から厚生労働省へ提供されたたばこの小売販売業の許可・小売販売業の出張販売の許可に関する情報に係る文書」のとおり開示決定しており、開示する行政文書の名称に誤りはないため、原処分を維持することが妥当である。

また、処分庁において特定した文書はPDFファイルの件数のとおりであり、EXCELファイルでの開示については審査請求人の強い希望により行政サービスとして対応したものであるから、審査請求人は、処分庁が特定したPDFファイル20件分の手数料を納付する必要があり、処分庁が手数料の返還に応じる必要性は生じない。

4 結論

よって、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|---------------|
| ① | 令和8年1月29日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ | 同年9月28日 | 審議 |
| ④ | 同年10月6日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は本件対象文書を特定し、その全てを開示する原処分を行った。

これに対して審査請求人は、対象文書の特定に誤りがあるとして原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は原処分を維持すべきであるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 文書の特定に関する審査請求人の主張は、上記第2の2のとおりであるが、補いつつ整理すると、おおむね以下の内容であると解される。

ア 原処分の開示決定通知書の1頁の「1 開示する行政文書の名称」

欄には、「財務省経由で各財務局から厚生労働省へ提供されたたばこの小売販売業の許可・小売販売業の出張販売の許可に関する情報に係る文書」と記載されており、特定した電磁的記録の個々のファイル名の記載はなかった。他方で、開示決定通知書の２頁の「３ 開示の実施の方法等」欄の「行政文書の種類・数量等」では、２０ファイル（電磁的記録）を開示対象としたかのような記載があり、必要な開示実施手数料もこれを前提として算出されている。

イ 上記アの２０ファイルは開示請求時には存在せず、開示請求後に作成されたファイルであるため、開示対象とすべき行政文書に誤りがある。

ウ 開示請求時に存在した１１ファイルを特定の上、開示対象とすべきであることから、当該１１ファイルそれぞれの名称を開示決定通知書の１頁の「１ 開示する行政文書の名称」欄に記載すべきである。

エ 以上のとおり、文書の特定に誤りがあるから、原処分は取消しを逃れない。

(２) これに対して諮問庁は、上記第３の３のとおり説明しているところ、当審査会事務局職員をして諮問庁に更なる説明（補足説明）を求めさせたところ、おおむね、以下のとおり説明する。

ア 処分庁は、開示請求書に記載された「財務省経由で各財務局から厚生労働省へ提供されたたばこの小売販売業の許可・小売業の出張販売の許可に関する情報に係る文書」のとおり開示決定しており、開示する行政文書の名称に誤りはない。なお、電磁的記録を特定する場合、開示決定通知書には、特定した個々のファイル名を記載しなければならないとする法令上の規定は見当たらない。

イ 審査請求人が上記（１）アで挙げる２０ファイルはＰＤＦ形式でのファイル数であり、上記（１）ウで挙げる１１ファイルはエクセル形式でのファイル数である。エクセル形式の場合、１ファイルに複数シートがあるので、ファイル数は少なくなっている。

しかしながら、両者は結局同じ内容であり、どちらも開示請求時点で存在していた電磁的記録である。

ウ 開示決定された文書（電磁的記録）の開示を行う場合、事後に電磁的記録が改変されることを防ぐために、ＰＤＦ形式での開示を原則としている。ただし、担当部局の判断で、データをＰＤＦ形式以外の形式で行政サービスとして提供することがあり、本件でも、そのような対応が採られている。

(３) 以下、検討する。

ア 当審査会事務局職員をして諮問庁に対してＰＤＦファイル（２０ファイル）及びエクセルファイル（１１ファイル）の提示を求めさせ、

その内容を当審査会において確認したところ、諮問庁が説明するように、両者の内容は同じであることが認められる。開示請求時点においてPDFファイルとエクセルファイルの双方が存在していたとする諮問庁の上記（２）イの説明を覆すに足る特段の事情も認められない。

イ 審査請求人は、別紙の１に掲げる文書の開示を求めているにすぎず、本件において、PDFファイル及びエクセルファイルを、内容の異なる別文書として特定し、開示決定等をしなければならない特段の事情を説明していない。

ウ そうすると、開示請求書に記載された「財務省経由で各財務局から厚生労働省へ提供されたたばこの小売販売業の許可・小売業の出張販売の許可に関する情報に係る文書」について、ファイル形式を限定しているものではないと解した上で対象文書として特定した旨の上記（２）アの諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められない。

なお、開示決定に即して、開示請求時点で存在していた形式の異なるファイルについて、実際にPDFファイルを開示するかエクセルファイルを開示するかは、開示の実施方法の問題であり、対象文書の特定の問題とはいえない（事後に電磁的記録が改変されることを防ぐために、PDF形式での開示を原則とする旨の諮問庁の説明には、合理性が認められる。）。

エ 以上のことから、別紙の１に掲げる本件請求文書の開示請求に対して、エクセルファイル（１１ファイル）を特定する必要があるとは認められず、別紙の２に掲げる文書（本件対象文書）を特定したことは妥当である。

３ 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

４ 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示するとした決定については、厚生労働省において、本件対象文書の外に、開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

（第３部会）

委員 稲山文男、委員 久末弥生、委員 芳仲美恵子

別紙

1 開示請求書の記載（本件請求文書）

令和7年度「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」の受動喫煙対策キャンペーン調査に先立って、特定日頃（ただし、財務局の状況により前後した）都道府県や保健所設置市区に共有した喫煙目的施設についての都道府県毎の情報（財務省経由で各財務局から厚生労働省へ提供されたたばこの小売販売業の許可・小売販売業の出張販売の許可に関する情報）に係る文書

2 原処分の決定通知書の記載（本件対象文書）

財務省経由で各財務局から厚生労働省へ提供されたたばこの小売販売業の許可・小売販売業の出張販売の許可に関する情報に係る文書